

デジタル社会における消費取引研究会

第6回 議事録

消費者庁 取引対策課

第6回 デジタル社会における消費取引研究会

1. 日 時：令和7年3月7日（金） 17：00～19：00

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

3. 議 題

- ・ 國領二郎 慶應義塾大学総合政策学部教授からのヒアリング
- ・ これまでの議論の振り返り
- ・ 自由討議

4. 出席者

（委員）

大橋弘座長、奥原早苗委員（オンライン）、栗原美津枝座長代理、佐藤一郎委員、
滝澤美帆委員（オンライン）、田中れいか委員（オンライン）、殿村桂司委員、
松本敬史委員、三谷慶一郎委員、宮木由貴子委員（オンライン）

（ヒアリング対象）

慶應義塾大学総合政策学部教授 國領二郎氏

（事務局）

吉岡次長、藤本政策立案総括審議官、伊藤取引対策課長、
落合取引デジタルプラットフォーム消費者保護室長

（オブザーバー）

公正取引委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省、
独立行政法人国民生活センター

○伊藤取引対策課長 それでは、定刻になりましたので、第6回研究会を始めたいと思います。

本日、全委員が御出席と聞いております。御多用のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

大橋座長、よろしくお願いいたします。

○大橋座長 皆さん、こんにちは。

本日も、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事は運営要領に基づいて公開とし、ユーチューブにて一般傍聴を可能としています。

本日使用する資料の確認について御確認いたしますので、事務局からお願いいたします。

○伊藤取引対策課長 ありがとうございます。

本日、議事次第のほか、資料1と2となっております。

不備等ございましたらお知らせください。

また、いつものことですが、リアルで御参加の皆様にはタブレット、それから紙媒体をお配りしております。

接続の支障その他何かございましたら、いつでも事務局にお知らせいただければと思います。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、本日の最初の議題について参りたいと思います。

最初は、慶應義塾大学総合政策学部の國領先生からヒアリングをさせていただくということで、議事を設けております。

本日、國領先生、御苦労先生大変お忙しいところ、対面でお越しいただきまして、ありがとうございます。

國領先生は、政府のIT戦略に長年携われておられまして、デジタル庁のWeb3.0研究会の座長も務められるなど、大変御活躍でいらっしゃいます。

本日は、「トラスト基盤構築による攻めの消費者保護」についてということで、お忙しい中、資料をまとめていただいておりますので、まず御説明いただいた後、ぜひフリーにディスカッションさせていただければと思います。

國領先生から資料1ということで御用意いただきまして、おおむね20分ほどお話のお時間をいただけるということですので、御準備がよろしければお願いいたします。

○國領教授 ただいま御紹介いただきました、慶應義塾大学、國領でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

20分ということなので、少し駆け足になりますけれども、「トラスト基盤構築による攻めの消費者保護 データ主権を守ることで利活用を促進するアーキテクチャ」ということ

について、少し御説明させていただきたいと思います。

問題の所在については、もう皆さんいろいろ議論されているところかと思います。闇バイトの話にしても、いろいろな情報が流布する話にしても、いろいろな課題があるわけなのですけれども、この辺のことを考えるにつけて、少し大きな文脈で考えるといいのではないかというのが私の年来の主張でございまして。これはもうほとんど明治維新以来の大きな文明の転換点にあるというぐらいの規模感で考えて、振り返ると明治維新のときに民法から何から全部導入していきながら、社会の倫理的な規範みたいなものまで変えていく、それぐらいの規模感で対応していったわけですが、それに匹敵するような大きな転換点に今、我々は来ているのではないかと。

それをデジタル経済と近代工業経済の経済構造が根本的に異なっているからだと説明させていただいて、これまでは工業経済のモデルに乗るようにデジタルの価値を生産・販売してきたのですけれども、いよいよデジタルの比率が大きくなるにつれて、大きな変換が来る時代になってきているのではないかとということです。

4つ大きな変化が来ていると言うのですけれども、4つ説明しているととても20分では間に合わないので、1番目と4番目をお話しさせていただくと、1つはネットワークの外部性、工業製品というのは1個物があると一人に役に立ち、2個あると2人に役に立ちというものののですけれども、ネットワーク化されているものというのは、数が増えれば増えるほど、つながりの数がどんどん指数関数的に増えていくという特徴を持っています、だから大きなところが勝つようになっているわけなのですけれども、そういうような特徴があって、この原理がデータに適用されると、データも蓄積すればするほど価値があって、自動運転の車もどんどん賢くなっていくというような特徴をまず押さえておくべきだと思います。

2つ目と3つ目は飛ばさせていただいて、トレーサビリティというのが世の中のビジネスモデルを非常に大きく転換させていき、これが所有権の考え方に非常に大きな影響を与えるのではないかとこのところが大きなポイントになるのです。

これを説明するためには産業革命ぐらいのところまで戻らないといけないわけなのです。いろいろなことが産業革命で起こったわけなのですけれども、そのときの大きな特徴というのが、地域内で、地産地消ではこなし切れないぐらい大量に生産されるようになっていて、遠くへ製品を運んでいかないといけない状態になった。それが1つの国も越えて、世界に輸出しないと、出来上がった生産物がはけないというような状態になったのが産業革命のときだった。

これを支えようとする、当時の通信手段を考えると、会ったこともないような、遠くの信頼関係が全くないような相手に商品を販売しなければいけない。だから、トラストが欠如している中でトラストできるものという、金だったり、要するにお金ですね。しかも、所有権を完全な形でディスポーザブルライト、処分の権利というものをパッケージ化して、その所有権を売り渡すというような形でしか産業革命の工業的生産物のビジネス

モデルが成立させられなかったというところがあったということです。

これに伴って、そもそも所有権の概念、これも最初、フランス革命の中で確立してきたと一般的に言われているのだと思いますけれども、産業革命が浸透していくプロセスの中で、そういった考え方も普及してきたということかと思います。

これが実を言いますと今日のモバイルの技術とか、センサーの技術とかいうものを見ますと、私が昨日どこのラーメン屋でラーメンを食べたかぐらいまで全部把握されているというような、そこで決済もすると幾らだったかも分かっている、ひょっとすると最近ではテーブルの予約までできたりするので、どのテーブルに座っていたかみたいな、とにかく全部トレースできる。全部トレースできるようになると、トレースができないことを前提としていた所有権交換のモデルから、使ったものを使った分だけチャージする。これもお使いになっている方はいらっしゃるのではないかと思いますけれども、昔は私、スマホが途中で電源が切れるので電池を持ち歩いていたのですが、最近はコンビニに飛び込んで電池を借りて好きなところで返せるみたいな、完全にアクセス権を購入する、このようなモデルに変化していった、そういう大きな目で見ると、いわゆる何とかthe Serviceとかシェアリングとか言われているようなものが、大きなトレンドとしてそういうものが進んでいるということが分かるわけですが、依然としていろいろな制度は所有権を移転させるということをメインのモデルとして考えられてきたモデルでつくられてきたわけです。知的所有権、著作権なんていうのも、本当はやや無理があるのだけれども、何とか商品をお金で交換するというモデルの上に乗せようとする努力の表れとして出てきたというようなことがあるかと思うのです。

それによって出てくるモデルが持ち寄り経済というようなものではないか。つまり、みんなが持っている、所有権の概念はなくならないかと思うのですけれども、一々所有権を移転させるのではなくて、それに対するアクセス権をネットの上で付与し合って、使っていくというような、財を持ち寄って有効活用していく。これが実を言うとサステナビリティの観点から考えても、一旦使ったものは何回もいろいろな人で使い倒していくという売上高の基礎経済から資産の活用を競うような経済になるというようなモデルにもなっているのではないか。

この話が今日の大きなテーマであるデータ連携です。今日、AIがこれだけ広がってきて、データが物すごく大事になってきているところで、何とかデータを持ち寄って価値を高めていく、このようなビジネスモデルを考えたい。その文脈でこの話は非常に重要なのですが、ただし、ビックテックがデータを濫用しているのではないかとかいうようなことも懸念されている中で、どういう考え方で次のデジタル経済を考えていくかというところを考えたいわけです。

生み出される膨大なデータの共有とか利活用によって価値創造したいというところなのですが、そのやり方として、3つぐらい単純な考え方なのだと思いますけれども、中国的なやり方というのは、国の信用力でデータをが一っと集めて、それを技術開発しているようなベン

チャーなんかにも、国が責任を持って匿名化をして、ベンチャーに投げ返して、そのモデルの中で中国のAI産業が物すごく発展しているのは、これも皆さん御存じのとおりです。

もう片側で、ビッグテック、メガプラットフォームが、が一っと無料サービスなんかを提供することによってデータをかき集めて、それを使っていつてしまおうというようなモデルがあつて、ただ、このどちらも今、いろいろな形で矛盾が出てきている。何とか第3の方法がないか。ヨーロッパなんかは、ユーザー主権を守る。今日だんだんそっちのほうのテーマに行きますけれども、そういうモデルを提案していて、このようなものをどういうふう to 実現できるかというところが一つの考え方になるかと思います。

ヨーロッパが提案しているのが、分散・連邦型アーキテクチャというものでして、これはデータを1か所に集めるのではなくて、もともとデータを生成した主体が管理を続けることによって、そのデータに対するアクセス権をコントロールすることによって実現していこうというようなものであります。

概念的に言うと、まずデータの管理を分散させて、データの主権者が自らその管理を行う。そのときに誰かの手を借りてもいいのですけれども、基本的にデータ主権者がデータを分散しながら管理していく。その上で、アクセス権の管理を分散的にしていつて、水戸黄門の印籠に当たるのが、データの世界では秘密鍵なのですけれども、この秘密鍵を自身がコントロールするというような考え方になります。

そこで使われるのが、Verifiable Credentialという検証可能な電子証票を使って、あなたは私のデータに対してアクセスしていいですよという権利を、電子クレデンシャルでアクセス権を提供する。電子チケットみたいなものだと考えていただいてもいいかと思うのですけれども、ないしはA社とB社の間で、どうぞ私のデータを共有してくださいというようなものを、この秘密鍵を持っている私がパーミッションを提供できるというようなアーキテクチャということになります。

日本でこれをやろうとしているグループがいて、実は私、そこの取締役をやっていたりするのでやや我田引水的なののですけれども、分かりやすいので次のビデオを御覧ください。

(動画上映)

○國領教授 この会社のコマーシャルの部分は割り引いていただいて、ただ、申し上げたいのが、法的な制度もとても大事なのですけれども、これに加えてトラストの基盤というものをしっかり構築することによって、制度とテクノロジーの合わせ技で、かつ、やはりどのような設計思想でいきたいのかということを確認することで、ここが攻めの消費者保護というタイトルをつけさせていただいた理由になります。これに沿ったいろいろなルールづくりをしないとイケないということも意識しておりまして、この会社にはデータガバナンス委員会というのをつくって、実運用をし始めているのですけれども、実運用していくといろいろな各論の応用問題がいっぱい出てくるので、外部の方にも入っていただく形

でデータガバナンス委員会というものを定款の中に、取締役会と同列の権限を負わせて運用するというようなことをやらせていただいていたというようなことでございます。

最後のスライドですけれども、我々が実現したいようなトラストが存在するから、それを裏打ちするようなアーキテクチャがあるから、データの活用が進んでいく。このような状態をぜひつくっていききたいのかなというようなことで、いただいた時間がもうアップなので、物すごく駆け足で、途中、説明が舌足らずだったところがあるかと思いますので、御質問とかをいただけたら幸いです。ありがとうございます。

○大橋座長 國領先生、ありがとうございました。

所有権と利用権は分けられるのだというお話から始まって、パーソナルデータの話聞いていただきながら、トラストの基盤を能動的に実装することで、消費者保護が広い解釈ができるのではないかとという一つの御提案をいただいたと私は受け止めました。

皆さんそれぞれ受け止めがとおりだと思いますので、ぜひ残り、与えられた時間で御質問いただければと思います。

まず佐藤さんからお願いします。

○佐藤委員 国立情報学研究所の佐藤でございます。

國領先生、御説明ありがとうございます。

幾つか質問がありますが、1つ目は、トレーサビリティやトラストに関わる枠組み共通の問題と言ってもいいと思いますが、國領先生の御提案だけではなくて、トラストに関わる枠組みの受益者とコスト負担者が一致しない。従って、なかなか持続できないというところがあります。今回御説明いただいたところも、かなり複雑なトラストを前提にしており、相当コストがかかる。そこのところを解決しないと結局実装されない、なかなか実現できないので、そこをどう解決されているのかということがまず1点目。

2点目は、11ページの図を拝見していると、この枠組みは先ほど言ったプレデンシャルな本人確認のところとデータ連携のところはどうつながるかまだよく分かっていないのですけれども、少なくとも本人確認をする枠組みですと、何らかのIDを発行するにしても、例えばここの図で言うとB社とかA社とかデバイスというところは、利用者さんがどういうものを買っているのかとか、どういうものにアクセスしているとか利用しているのが見えてしまうケースがあると想像します。IDの作り方によっては一見隠せるかもしれないけれども、あるIDの人は、例えば電子書籍だったら、この本とこの本を買っているのが見えてしまうというのはあり得るわけで、そうした部分をどうされるのか。

あと、これに関わるのですけれども、昔、所有権、特にデータに関する所有権が非常にクローズアップされた事件で、ジョージ・オーウェルの『1984』と『動物農場』がアマゾンで電子書籍が突然止められたという事件で、電子版を出版していたところが実は違法に出版していたので止めてしまったという問題があって、今はどちらかというと利用者側から情報を止めるとか利用者視点で見ていましたけれども、この枠組みを使うと一方的に事業者がアクセス権を奪うこともできてしまうはずで、その状態がいいのかというと、僕は

自分の買った本が突然読めなくなるというのは嫌だというか、ある種の情報統制に近いといえますから、こういうのはやはりよろしくないと思うので、そうした問題は起きないのかということをお教えいただけますでしょうか。

長くなってすみません。

○國領教授 大変重要な御指摘を幾つかいただいて、ありがとうございます。

コストについては全くおっしゃるとおりで、2つの考え方をしなければいけなくて、1つはいかにこれをコスト安く実現していくかということ。それについてもかなり努力をしています。ただ、もっと大事なのが、アメリカのモデルのビッグテックが生み出したターゲットマーケティングという強力なビジネスモデルがあるわけなのですけれども、これに匹敵するような、匹敵しなくても、少なくともコストがちゃんと回収できるようなビジネスモデルがどれだけ開発できるかいうところ辺りが1つの大きな焦点になるかと思います。

ただいま現在は、まだちゃんと採算が取れているわけではありません。ただ、やり方はいろいろあるのではないかと考えていまして、広告モデルではなくて、マッチングさせたときの成功報酬のモデルみたいなものが例えばあるのではないかと今、いろいろ考えているところであります。アメリカのビッグテックに勝てるかという、正直なところこれはまだこれから先の話のような気がいたします。

次ののですけれども、完全に見えなくするという事はないと思います。過去に一旦連携させることを許諾して流れた過去データについては、出ちゃったものは出ちゃったので消すことはできませんけれども、ただ、ビデオの中にも御説明を入れさせていただきましたが、悪用しているということがあらわになったときは、証明書を無効化してしまうことで、新たなデータ取得ができないようにしてしまうことができます。

ただ、次の論点とストレートに結びついていると思うのですけれども、そういうことをできる会社があると、それで悪いことをするのではないか、濫用してしまうのではないか、この御懸念があるかと思います。なので、先ほどのようなデータガバナンス委員会というものを設置させていただいて、外部の人に入らせていただいて、運用状況について監視していただく。現実問題は、どのような考え方で運用しますかということについての考え方について御説明をさせていただきながら、日々の運用については会社に任せていただくという運用をしていますけれども、そこら辺のアクセス権をコントロールしている会社が変わることをしないかということを監視する仕組みというのは必要だと思います。

ただ、認証局なんかについては、既にその仕組みは出来上がっていますので、テクノロジーだけでできるわけではなくて、このアーキテクチャに基づいたガバナンスの仕方というのは考えていかなければいけないのではないかと。私たちの思いとしては、既存のインターネットのかなり矛盾がいっぱい噴出してしまっているものを規制でどんどんコントロールしていこうというよりは、はるかに生産的なガバナンスの議論になるのではないかなと思っています。

○佐藤委員 ありがとうございます。

1点だけコメントさせてもらいますと、コスト負担者と受益者の問題は、確かに手数料でお金を取るというのはありなのですけれども、それで失敗したのが情報銀行なわけです。データ連携まで視野を広げるのであれば、結局、データそのものに価値はなくて、データを使って解決した問題に対して価値を持っていかないといけないので、もう一段枠組みをつくらないと価値が創出できないような気がしています。

以上です。

○國領教授 ありがとうございます。

情報銀行の教訓は、よくよく勉強しながらいかないといけないとも思っております。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、松本さん、お願いします。

○松本委員 松本です。ありがとうございます。

質問は3点ございまして、今、佐藤先生がちょうどデータで解決する課題にこそ価値があるというところで恐縮なのですが、一方で私はデータの質自体も、データのクオリティーと言ってしまうと非常に広く捉えられると思うのですが、そもそもIoTであれば、その質が高いとか、更新されている頻度が高いか、最新であるか、あるいは本当に自分が望む過去のデータが取れるか。これは別にIoTに限らず、もっと言えば別にファクトのデータではなくて、シミュレーションによって得られたデータだとしても、自分が望むデータが取れるかというところで、データの質自体もある意味トラストの一部といいますか、つまり、基盤と主体ではなく、データの品質自体というところがまずどういうふうにトラストを考えていくのがいいかというところを、先生のお考えがあれば教えていただきたいというところが1つ。

2つ目が、基盤としてのトラストというところでは、今、データ連携がプラットフォーム間の連携も行われるというところではあると思うのですが、パーソナルクラウドですとか、個人のデバイスですとか、そういったものと連携していくということも全然考えられるかなと思っています。例えばスマートウォッチとかで、日常で取っているような健康データを何かしらつなげていくとか、そういうときに、パーソナルクラウドとかパーソナルデバイスといったものと連携しておくときに、データ基盤上のトラストとして、つまり基盤同士が信頼し合えるかというのですか。すごくアバウトな言い方で恐縮なのですが、そういったところでの何か気にすべきポイントというところ、先生が気になっている点とかがあれば、教えていただけたらなと。

最後が、トラストの基盤に入ってくる主体のところ。今の例ですと、マイナンバーを使って、その主体となる方を認証していたりですとか、データの提供も利用もそうだと思うのですが、不適切な主体に対しては禁止するということをされるというところだったのですが、ここにAIなどの自動化された技術、つまり、例えばそこにあるデータを見て何かの予測とか、生成AIであれば何かのデータを生成して、それをまた基盤に返してとい

うことが主体的に行われるみたいなこともあり得るのではないかと思うのですけれども、そういう自動化された技術が入ってきたときに、また新たにトラストの考え方が変わるのかということも、3つともアバウトな質問で恐縮なのですけれども、もしお考えあれば伺えたらと思います。

○國領教授 全部の問題が解決できるとは実は思っていないが、このアーキテクチャの根本的な考え方は、身元確認を行うというところなのです。だから、主体と責任みたいなところで、ここは気をつけなければいけないのです。必ずしも全部顕名にしたいわけではないですか。匿名でもやりたかったりするではないですか。ただし、その人が本当は誰なのかもトレーサブルにしたいではないですか。なので、トラストアンカーとしてマイナンバーカードを使いながら、匿名化されたIDを発行するのです。そうすると、少なくとも2つの主体が同意しないと身元までトレースできないけれども、ここが実を言うと現在進行形で捜査令状が必要なのか、裁判所の関与をしないで出してもいいのか、まさにこの数日いろいろ議論していたところなのですけれども、プロ責法が今度変わりますよね。アンカーさせて、身元確認をはっきりさせて、法人でも個人でもアンカーさせて、誰が発信した情報かということが明確化されていて、この話は必要な手続を経れば、ガセネタをたくさん出しているのは誰かみたいなものも分かるし、クオリティーの低いデータを出しているやつは誰かということも分かったりするわけなのですけれども、ただし、トレースするに当たっては、デュープロセスをきちんと経ないとそうできませんというようなテクノロジーになっています。実はそのテクノロジーをどういうふうにガバナンスしていけばいいのかというのはまた別問題です。

AIが出てきてしまったりするときにどうするか。これも当然、AIには人格があるかみたいなことについては、そこまで守備範囲にはしていないので、全く個人的な見解ですけれども、責任主体は結局人間ではないかなと。AIは死刑を恐れないので、AIにできないものは何ですかとよく聞かれるのですけれども、最近は面倒くさいので、AIには責任が取れませんと。それ以外のことは大抵できちゃうのではないですかという言い方をしているのですけれども、結局その話も人間に責任主体を還元させるしか多分やり方がないのではないかなと思っていて、いろいろデータを投げってくるAIは、誰の責任下で動いているAIなのかというような考え方で仕切っていくのではないかなと思っています。まだそこまでは全然手が届いていないのですけれども、多分そういうことになるような気がします。

○松本委員 ありがとうございます。

AIであろうと、人であろうと、データのその基盤に対するインポートとエクスポートとデータのクオリティー自体、誰にその責任が帰属するのかというところをある程度トレースできるような形にしていくということが基本になりそうなのかなというところも、ありがとうございます。私も頭の整理になりました。

○國領教授 そちら辺についてはぜひ議論したいところです。

○松本委員 ありがとうございます。

個人的な意見で恐縮なのですが、私はどちらかというとAIの開発とか利活用を結構やっているほうなのですが、それこそどんどんAIがパーソナライズ化されていくというところで、個人のパーソナルデータとかパーソナルデバイスとかを自分のAIが見て、その人のことを理解して振る舞うということが割と当たり前の時代にもうなっているのではないかなと思ってまして、そういうときに個人の方がAIをマネジメントするだけではなくて、自分のデータ自体そもそも何がストアされているというところとか、そもそもそのデータのトラスト自体、本人が本当にトラストできるものなのかとか、そういうところが結構重要な課題になるのではないかなというところで御質問させていただいたところでございます。

○國領教授 全くおっしゃるとおりだと思います。

○松本委員 ありがとうございます。

○大橋座長 三谷さん、お願いします。

○三谷委員 ありがとうございます。

國領先生のお話を聞いていたら、この研究会は「取引」という言葉が中心的テーマになっているわけですが、結局、取引というのは「2者間とかのある種の情報共有」ということとイコールではないかなと思いました。先ほどの議論とも少しかぶるのですが、データ主権を前提とした、このようなデータ連携の仕方というのは、「顕名ありき」なのかどうかということを確認しておきたいと思いました。つまり、「匿名」であることを前提とした取引を、このプラットフォーム上で許すか否かという話です。あるいは全然知らない人も含めた不特定多数に対してのデータ共有ということを許すか否かということも含めてお聞きしたいというのが1つ目の質問です。

2つ目は、悪意を持った主体という話のことがどうしても気になっています。先ほど悪い主体が現れたら、事後的に潰す仕組みはあるというお話がありましたけれども、事前に、ある主体が仲間に入るときに何かしらのルールがあるとか、悪い主体であれば特定のメカニズムで排除するみたいなことは考えられているかどうかという点です。以上、2点お聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○國領教授 顕名ありきでは本当はないと思います。私、先ほど御紹介いただきましたけれども、Web3.0研究会の座長をやらせていただいて、あれはそうではない世界を考えるわけで、その自由は民主主義社会を支えるためにはあったほうがいいのではないかと片側では思うのですが、それではおっかな過ぎるからそこからは距離を置きたいと思っている人がデジタルの利便性から完全に排除されるのも避けたいですね。なので、何らかのトラストアンカーに裏打ちされた安心感の下で取引ができる空間をつくりたいのではないというのが私の立場なのですが、そうすると完全に無法地帯になってしまって、もうどうにもならなくて潰さざるを得なくなってしまうみたいなことが来てもおかしくはないのですが、完全に潰すことは無理なので、それよりはトラストできる空間、しかもトラストできる空間のときに完全に顕名ではなくて、ルールを守ってやっている間は匿

名性がきちんと担保されて、ルールを破っているような人はトレースできてしまうというぐらいがちょうどいい塩梅なのではないか。

ただし、匿名でやっているつもりの人を顕名化させてしまうときの手続きみたいなものがきちんとないといけないのではないか。プロ責法が変わって情プラ法になるのですね。その辺の議論をちゃんとやらないといけないということです。

○三谷委員 もうひとつ、参加主体に対する、参加する時点でのセレクションはどのような形態になっているのでしょうか。排除するため、悪い人が入ってこないようにするための事前選別のメカニズムみたいなものはあったりするのでしょうか。

○國領教授 セオリティカルにはあります。この辺、言葉を間違えるとすごく詳しい方に怒られるのですが、識別するための属性情報とそれ以外の属性情報がいろいろあったりして、その中には例えば犯罪歴だったり、資格だったり、人間には識別するための属性情報に加えていろいろな属性情報があるわけです。この属性を持った人だけが入れる空間というようなものもつくれますし、この属性を持っている人は入れないという連携の空間をつくることも可能です。なので、そこはコントロールできるようにするということができますね。

それが社会的に望ましいかどうかは、社会と御相談しながらやっていかないと、例えば犯罪歴がある人を排除して本当にいいのかとか、性犯罪を犯した人は何にはなってははいけませんとか、子供が扱うサービスにはアクセスさせないとかいうことは、技術的に可能です。それをどう運用するかというのは、社会と御相談しながらやるという感じですかね。

○三谷委員 プラットフォーマー側の責任と運用の重さみたいなことは、どうやってもつきまとってくるということですね。

○國領教授 そうですね。

○三谷委員 ありがとうございます。

○大橋座長 それでは、栗原さん。

○栗原委員 ありがとうございます。

後半のお話をお伺いし、三谷さんと共通する質問なのですが、このアーキテクチャは恐らく参加者、それは所有者と利用者の両方いると思うのですが、参加者の実在性を担保しているのだと思うのです。それを先生は身元確認とおっしゃいました。実際取引の信頼性を上げるためには、それに加えて、参加者を限定する事なども含めて管理するようなことをしていかなければいけないのではないかと思いますのですが、それも作りようによってはできますというお答えだったと思うのですが、その確認をさせて下さい。

その際、参加者の評価はできるのでしょうか。例えば信用力の評価だったり、様々な属性情報の収集だったりしますが、そのような使い方をしていく事は考えられるのでしょうか。

3点目に、最近の様々な出来事を見てもみると、アクセスしたこと自体を消去してしまえるような技術もあるようで、そうすると、入口の本人確認の後、誰がどう取引をしたか

ということ自体を消去できていくようになると取引の信頼性が上がらないので、消去できないような仕組みというのはあるのですよねという3点をお伺いできればと思います。

○國領教授 1点誤解がないように申し上げておきますと、さっきビデオを見ていただいた「Ideal Architecture」という仕組みは、中にはデータを残さないです。単にアクセス権を付与する切符の販売みたいなもので、あくまでもデータは末端同士で交換するので、アクセスログみたいなものを取るか取らないかというのは末端のほうになります。それが完全に破られない仕組みができるかというと、そこは別問題としてあるかもしれません。

ただ、基本的に、申し上げた仕組みは極力真ん中にはデータを残さない仕組みで、アクセス権の付与のところと、付与したアクセス権が本物か偽者かを確認する機能だけを持たせようとしております。

○栗原委員 そうすると、後半のほうの質問は、この仕組みに頼るのではなく、ここから先の仕組みをどうつくるかということになるということですね。

○國領教授 はい。私自身は、これは面白いと思ってこれに入れ込んでいるのですけれども、これが決定版を本当にやるのかどうかというのは、これからそれこそ市場が決めてくれる話なので、より大事なものは、今のネット空間の中で、例えば本人確認の仕組み、身元確認をどうするのかとか、このようなもののインフラをもっときちんと作り込んでいく。それから、結構ドキュメントが改ざんされているか、されていないかとかというような話になると、タイムスタンプとかいう辺りがすごく大事なのですけれども、このようなものがインフラとしてちゃんと提供されていることが非常に重要なので、そういったトラストを確立させるための基本的な機能みたいなものをきちんと埋め込んでいって、その上で、例えばマイナンバーの公的個人認証が存在することによって、身元確認みたいなものがこれだけ効率的にできるようになってきているのです。マイナンバーについてはいろいろ御批判とかもあるのかもしれないけれども、今どれぐらいか知らないけれども、これだけの普及率で身元確認ができる、公的個人認証をオンラインで配られている国は日本くらいなものなので、これを活用することによって、いろいろなアーキテクチャのトラストを作り出すことが可能なはずです。

国の責任としては、本当に重要なコンポーネントは、道路をつくりましょうとか、とにかく取引所みたいなものをちゃんとつくりましょうとかいうのと同じように、国民経済にとって非常に基盤となるようなインフラ的なものをきちんと整備することによって、プレーキをかけるだけではないトラストの作り方があるはずというところが一番申し上げたいところです。ただ、それをさっきのビデオみたいなもので具体的にやろうとしていますというのをお見せするとイメージが付きやすいかと思って、自分がやっているものを見ていただいた。そんな感じになります。

○大橋座長 ありがとうございます。

殿村さん、お願いします。

○殿村委員 弁護士の殿村です。御無沙汰しております。Web3.0研究会ではお世話になり

ました。

私のほうではシンプルに、先生が考えておられるスライド11のところ、攻めの消費者保護と書いていただいている内容についておうかがいいたします。デジタル経済の中において、Verifiable Credentialのような本人確認をどうしていくのかというところが非常に重要だったり、それに基づいたトラストをどう醸成していくのかというところが非常に重要だということまで理解ができたのですけれども、データ主権ですとか、ここで書いておられる自己主権型、ないしは個人がデータをコントロールするということがどう攻めの消費者保護につながっていくのか。

ここでおっしゃっている消費者保護というのが、個人のデータ保護という意味では恐らく直結するのかなと思うのですけれども、この研究会で主に検討している、（データの取扱いに限られない）消費者の権利保護ですとか、詐欺被害に遭うような話という意味での消費者保護にどうつながり得るのか。また、それは別の話なのかという辺りをお伺いしたいなと思っております。

関連して、管理できる人にとっては、管理できる仕組みができるとよりプラスになると思うのですけれども、十分自分で管理できないような人だったり、出してくださいと言われてすぐ承認してしまって、何でもイエスイエスという形でデータを出してしまうということもあるので、データ主権を個人に移転することが消費者保護に直結するわけではない場面もあるのかなとは思っております。そういった点も踏まえて、先生がここで考えておられる攻めの消費者保護というところを少し敷衍して御説明いただけると幸いです。

○國領教授 この場合と少し趣旨が違いかもしれませんが、どっちかというところプライバシー保護とデータ活用の矛盾みたいなものをどう解決すればいいですかというところがどちらかというところには大きくつくられたという書かれているもので、この技術を使うと、恐らくこちらでは特商法みたいな世界で詐欺がどうやって防げますかとかいうようなところかと思えます。ちょっと違う趣旨かもしれませんが、ただし、これを使うと、先ほど申し上げた身元確認と属性認証、例えばこの会社は過去どのような履歴の会社で、詐欺行為みたいなことが行われたことはありませんというような属性を誰かがサードパーティに提供して、その属性がその会社の管理の下に提供されるということは、そのような使い方をするによって、こちらの研究会でのゴールにも使っていただける仕組みではないかと考えております。

この間、あるところで議論していたのですけれども、地方都市に行くとコロナの最中に運転代行が激減してしまって、女性ドライバーが動員できないかという話をしたときに、女性ドライバーは酔っぱらった男を乗せたくないみたいな話。じゃあこのお客は本当に女性かをどうやって確認できるかみたいな話なのですけれども、この技術を応用すると、私はこういう属性を持っている人ですということが証明できるので、そういう意味において、これの応用が、この会社は何十年の歴史を持っている信頼できる会社ですみたいなものを誰かが認定、認証したやつをこの仕組みで証明するというようなことが可能となってまい

ります。

○殿村委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで奥原さん、お願いできますでしょうか。

○奥原委員 國領先生、御講演ありがとうございました。非常に興味深いお話を聞かせていただきました。

私からは3点ありまして、認証サービスは10社程度だったかと思うのですが、拡大していない理由としても何か挙げられることがあったら教えてください。例えば認知されていないので広がっていないのか、それとも認証のハードルがとて高くて、ある意味、その結果、認証に優れているというアカウントビリティーツールにもなり得るのかということがまず1つ。

2つ目は、お話に少し出ていましたけれども、自己主権型といえ情報銀行が挙げられると思いますし、それ以外にも民間企業のサービスで著名なものといえますか、こういう議論になると取り上げられるものなどもございます。個人が便利な仕組みにどこまで理解を深めて、例えばダイナミックオプトインの際に提供NG等の判断が適切にできるのか等、自己主権型に類するサービスの共通した課題ではないかと思います。そこで、利用者支援の仕組み、利用者がいわゆるトラストと本当に言えるのかどうかを判断できる仕組みが必要だと思います。御講演いただいた枠組みでのトラストの定義をどうされているのかということにも関連してくるかと思いますけれども、定義の明確化なども含めまして、利用者にとって必要な情報になると考えますので、その中でお聞かせください。

最後に、データ連携のモデルについて、より具体性を持って利用者がイメージできるユースケースを複数お示ししていただくことも重要だと思います。新しいものは分かりづらいというところもあろうかと思いますので、ニーズの喚起や、これからそれがとてもよいもので拡大をしていこうと期待が高まる中では、ユースケースをどんどん出していただけるといいと思うのですが、これらの事例としてお考えになっていることがあれば教えてください。

以上です。

○國領教授 この御指摘はとても重要だと確かに思いまして、差し障りがあつたら御容赦ください。消費者は本当にこんなに気にしているのかというと、あまり気にしていなく使ってしまうところがあったりするし、クレジットカードのセキュリティーが破られてしまったりするのも、保険会社がカバーしてくれるから、痛みを感じていないから、余計な面倒くさい手順が必要になると使わなくなってしまう、そっちのほうが現実なのではないかと思われるので、この話を全部消費者が判断をしなければいけないというような話にしまうと、重たくなり過ぎてしまうのだらうと思っています。

誰か第三者がレベル分けみたいなものをして、この一群の会社はもう信用しても大丈夫という会社の一群とか、この会社はあなたのプライバシーを第三者に売ってしまう会社か

もしれないというような一群、ざっくりこのレベル1はいいけれどもレベル2は駄目というぐらいの選択をさせてあげて、細々した判断については誰か第三者に委ねるというようなことを現実にしていかないと、一個一個全部判断させて、その許諾をするのを一個一個全部、実を言うと今その操作を求めている、それが評判が悪くて、最初のうちはこれぐらい厳格にやっているのだよというイメージを持っていただくためにあえてお願いしているのですけれども、そのうちこんなの面倒くさくて付き合えないという話になってくるなとも思っている、そのときに一体どのような許諾の取り方をするのが現実的なのか、そのときのインターフェースの作り方をどれくらいやるのか、一体誰がその認証をするのか、つまり信用度の認証をするのか。

信頼の定義ですけれども、人によって違うと思うところがあるので、一律これで押しつけるわけにいかないので、いろいろなタイプが許容できるような仕組みにしないといけないとも思っています。あまり理想に走り過ぎると使われなくて終わってしまうなというのは、本当にそうだと思います。

お返事になったかどうかですけれども、よろしいでしょうか。

○奥原委員 ありがとうございます。

いろいろお示しいただかないと分からないということもあろうかと思います。

○國領教授 ユースケースをもっと分かりやすく説明しなければいけないというのも全とおっしゃるとおりだと思うので、これは頑張ります。

○奥原委員 お願いします。他方で、情報過多になると、それはそれで確認不足等も起こりうるので、その辺りのレベルアップを期待しております。

ありがとうございました。

○國領教授 ありがとうございます。

○大橋座長 ほかの方、追加で大丈夫そうですか。

1点だけ私からも、國領先生のお話は大幅が広くて、考えさせられることが多かったなと思うのですけれども、結局、技術的にトラストの基盤があるようなプラットフォームを築かれる必要があるとして、それができたときに、ある種のネットワーク効果を期待して、そういう人たちがそういうプラットフォームを使うようになることで、ある種、消費者保護の基盤ができていくということが市場メカニズムの中でできてくると思うのですけれども、そのときに悪意を持っている人だとか、当初、中立的な基盤、トラスト基盤を提供している人でさえも、何が中立公平なのかはすごく難しい話だと思っていて、優先的に情報がある人にお金を取って流すとか、いろいろな形が仕組める中において、属性だけで悪意がある事業者とか仕分けられるのか、すごくグレーなところがあるなとも思うのですけれども、結局、真に中立、真に公平なものができるという絵姿がなかなか見えにくいなとも思っていて、ここまではできるけれども、ここ以上の先は行政の一定程度の規律が必要であるとか、行政でもできない部分もあるかもしれませんけれども、すごく曖昧な物言いで恐縮なのですが、今日のお話を消費者保護のところへ持っていったときに、キーとな

るような視点はどんなところをお考えになるか、もしあればいただければと思います。

○國領教授 分権化されていることが案外大事なのではないかと思っています、つまり、1つの主体が全てについてやるのではなくて、例えば認証局は10個あるとありましたよね。例えば国のコントロールの下に1つの会社とか、極端な話、政府自身が全てのトランザクションの認証をするみたいなアーキテクチャも考えられなくはないのですが、それをやるとどういう証明書を発行したかということ自体が結構大きな情報ですよ。それを1つの会社ではやらず、複数の会社が担うような分権の構造が健全ではないか。

ただし、それをやるときに、標準化はきちんとやっておかないと、すごく仕組みがフラグメントしてしまうので、標準化はきちんとやっておくけれども、実際のデータをハンドリングするみたいな会社は複数あったほうがいいのではないかなというようなことがありますし、この全体を規律するため、今は私たち、データガバナンス委員会を自分たちでこれぐらいがちょうどいいのではないかなと思って、ベストプラクティスを作ろうと思ってやっていますけれども、このようなことを生業としようとしているような会社は、必ず体制を敷きなさいとか、私たちはPIAも公開したのです。なので、PIAをちゃんとやって、それを開示しなさいとかいうような、その辺の規律というのはあるべきなのだろうと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

確かに分権的というか、マルチフォーミングであることで、ある種の牽制が利くというのもあるという理解でよろしいですか。

○國領教授 それが大事のように思っています。

○大橋座長 他方で、海外へ出ていてスケーラビリティも持ち合わせていくことが日本としても結構望まれることなのですかね。

○國領教授 こちら辺の国際連携をどうしていくかというのは、ひょっとしたら消費者庁ではなくて経産省みたいな話かもしれないのですが、国際的なサプライチェーンをどうつくっていくかですよ。今、サプライチェーンセキュリティーみたいな話が、非常に国家安全保障みたいなレベルですごく大事になってきているときに、取引の相手の主体をどうやって認めるのかとか、この話は国際的にどういうふうインターフェースを合わせていくのかということをやっていないといけない局面かなと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

國領先生からいただいたお時間を超えてしまったのですが、本日、大変興味深い御発表をいただきました國領先生にどうぞお礼の拍手をしていただければと思います。どうもありがとうございました。

國領先生、引き続きいらっしゃいますか。

○國領教授 お許しいただければ。

○大橋座長 もちろんです。國領先生にもぜひ御参加いただければと思います。

議題の2つ目がございますので、後半のほうへ進ませていただきたいと思います。2番目の議題は「これまでの議論の振り返り」ということで、事務局から資料2を御用意いた

だいていますので、まず事務局から御説明いただいた上で議論させていただければと思います。

○伊藤取引対策課長 事務局でございます。

時間が押していますので、また、資料は事前にお配りしていますので、ポイントを絞ってということにします。

これまでの5回、今日を入れて6回の研究会における皆さんの御発言をできるだけそのまま生かす形でまとめてみました。ただ、書記言語にしたため、言葉遣い等を直させていただきます。それ以外はほぼそのままということになります。

これを並べてみて、一定の項目ごと、とりわけ研究会の設立趣旨、最初にお配りしましたけれども、あの項目ごとに並べてみたのがこの資料ということになります。

まず3ページ、取引概念のところは今もありましたけれども、そもそも取引とは何ぞや、今までと何が違うのかといったときに、補強材料として、次の4ページ、5ページと参考を追加させていただきました。一般的な取引の概念についてが4ページで、ポイントは2つありまして、取引とはいうところ、※印の小さい字の2つ目、消費財を使用することで用益を得ることが「消費」ですけれども、例えば、何々を見ている人というのは果たして消費者でしょうか、そうではないのでしょうか。例えばSNS広告を見る、レコメンデーションを受け取る、これを消費と言っているかどうか、これはリアルな取引と決定的に違っているのかどうかというのが私どもの悩みです。2つ目、取引の態様を書かせていただいております。物々交換については現在も行われており地域ではアンデス山脈とか、状況としては戦時経済とか、それからロシアの集団農業がうまくいかなかったときなどに行われております。今も花びらとか植物の販売のときに行われます。貨幣が取って代わっている。大幅に枠を占めている貨幣経済との併存状況の中で更に取引形態としての通販が伸張し、特商法においては昭和51年以来、体系を組み取り組んできました。

ところが現在、今の國領先生のお話にもございましたし、これまでの皆さんのお話からもうそうですけれども、変異すること自体がすごく加速的であって、千姿万態に化ける。かつ、情報そのものに価値がある。かつ、取引の相手が見えない。さらに、プロファイリング、パーソナライズして送りつけられる新たな形態の取引が席卷しつつあります。こういうものは従来の通信販売の延長線で考えてよいのか、別物なのか、どちらでしょうかというのが悩みであります。

それから、5ページでまたクエスチョンになってしまうのですが、取引の主体などについて、現在の消費者法制では、例えば消費者と事業者の二者である、有償である、有体物である等々、枠があります。これでよろしいでしょうか。これらと同じ概念整理でいいのか。例えばリアルと同じように「消費者」、「事業者」という言葉を使うということすら正しいと言えるのでしょうか。非常に深い話だと思いますけれども、そこが悩みであります。

続きまして、6ページ、7ページは、第1回、第2回の本研究会での資料によりこれま

での施策とその効果を中心に御説明いたしましたが、その際のご意見の整理となります。6 ページが規制、7 ページが自主的な取組ですが、ここに記載されているかのような御意見をいただいています。特商法の2つの中目的について、これらは同時に達成できることや、悪質な人をしっかり市場から退出させることが一番大事、そのようなご意見と、一方で、自主的にしっかり頑張っている人は評価してあげて、後押ししなければいけない。そういった流れでお話をいただいています。ここでのクエスチョナリーなのですが、真に悪質な事業者に対する規制的な手法とは一体何でしょうか。第1回、第2回の本研究会でも申し上げましたが、幾ら処分したところで処分数としての効用には限界がありますし、法令を守る気ない者にはそもそも何とも効き目が弱いわけです。

一方で、健全な事業者にはインセンティブ設計をという皆さんの御意見でした。ただ、悪質な事業者との間で中間的なものもあるのではないかと思います。消費者法学会などの議論では、極悪層と健全な層との間にもう一層置くなどし、3つに分けるなどの意見もあると聞いています。その辺りはいかがでしょうか。

自主的な取組を進めているところを評価する必要性は皆さん一致した御意見でした。ただ、公定力をどこまでつけるか、業界団体のカバー率は非常に低いので、アウトサイダーに対してどういう取組が有効なのかという御指摘がございました。

8 ページから10ページにかけてはデジタルの特性・特徴で、幾つかの観点から分けて記載しております。8 ページは技術による変容、9 ページは場・プレーヤーの変移、それから10ページは内容の変化と分けています。

8 ページについて、記載のとおりですが、コモディティー化とか、事業者・消費者融合であるとか、それから場の役割が拡大している、国際的な取組、これ以外に何か特性はありますでしょうか。

9 ページ、レピュテーションリスクを生かして、規制の対象だけではなくて手段としてプレーヤーを見るべきだ。そのとおりかと思っておりますが、具体的にどういう設計が必要なのかということ、もし何かコメントがあればありがたいなと。

10ページであります。中身についてこういった御議論がありました。この点に限らず、「3.」全体の特性を含めてですが、私どもとしては、現場で何が生じてるのかをしっかり確認していくことが非常に大事だと思っています。特に日々奮闘されている相談員の方々の生のお声や、あるいはPIO-NET情報、これはまさにエビデンスの素材そのものでして、政策決定の基礎情報となり得るものだと思います。極めて重要だと思っています。したがって、こうした方々の毎日の思いをしっかり受け止めて今後の議論につなげていきたいと考えておりまして、そういった方々の声をどう拾っていけばいいかというところもぜひ御提案いただければありがたいなと思っています。

「4.」は以上を踏まえたときにどういう対策があるか。ヒアリングで鳥海東京大学大学院工学系研究科教授やクロサカオリジネーター・プロファイル技術研究組合事務局長から提案をいただいております。情報の価値化というところで、選択肢をたくさんつけるべ

きではないかと。「情報的健康」というお話をいただきましたけれども、そういった点について皆さん大体その方向ではないかと。

ただ、情報自体には量と質の話があって、質については情報の非対称性がありますので、12ページですけれども、誰が責任を持っているかは非常に難しいという点と、寡占化を生みかねないという点、議論がありました。

一方で、12ページが一番下ですが、消費者が操作されにくい環境下で判断できるように我々は取り組んでいくべきではないかと。特に異なる情報、バラエティーある情報、そういったものを提供する事業者を評価する仕組みが必要ではないか。

13ページはOPの話です。こちらは発信元の真正性というお話でありました。流通過程でどう真正性を担保するかというところについて、これもクエスチョナリーになってしまいますけれども、プロセスを証拠で残す。今日のお話にも近いのですが、証拠が大事だというお話があって、これはどうすればいいのかなというのは非常に悩みです。メタという点については、どのような情報を付与することがよいのか。キュレーターについては、誰がふさわしいのかということでもあります。

それから、OPにつきましては、業界に普及させるための手段としてどういう手段があるのか。また、消費者の意思が操作されにくい環境をつくるという御提案がありましたが、私が知っている限りは、広告のブロックであるとか、不正注文通知、これは実用化されていて広げていく段階だと承知していますけれども、そのほかにパーソナルAIとかダークコマーシャルパターンを検出する技術は今後に期待ができます。他に何か取り得るべき手段、技術的なものがあればぜひ教えていただけないかという悩みであります。

14ページは、需給のバランスがリテラシーの強化では大事であると。すなわち、どこまで教育するか、どこまで消費者のリテラシーを求めたらいいのか、その基準がつかれるのか、つかれないのか、その是非、如何ということでもありますし、消費者教育コーディネーターについては、担い手としてどういった方にどういったものを期待していくのかということだと思います。

15ページはその他の御意見などを入れていますが、真ん中の辺りに50年後は高齢者ばかりになる。そういったときに人材に限られる。だまされない社会を長い目で見たときは目指していくことが大事だということと、消費者が選択しやすくなるような啓蒙をしていくことも企業の責任であるのご意見がありました。

16ページは、よくEUの話が出てきますので、データとしてお付けしています。

以上であります。

○大橋座長　ありがとうございます。

これまでヒアリングも含めて様々御議論いただいたものを、事務局のほうで4つの項目に分けて取り出していただいたということでもあります。

こうした形で御覧いただくのは初めてだと思いますので、御覧いただいて、今日議論として欠けている論点とか、あるいはここはもう少し別の視点があるのではないかと、そ

うした点を含めて自由に御議論、御指摘いただければと思います。

せっかくですから國領先生も御発言いただいて一向に構いませんので、遠慮なさらずお願いいたします。

オンラインの方も含めて自由に御発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、佐藤さん、いつもありがとうございます。

○佐藤委員 資料ありがとうございます。この検討会、テーマが多岐にわたっていたので、こういう資料を作っていただいて、こういうことを議論していたのだなということが非常に分かるとともに、事務局の悩みもよく分かったところでございます。

私のほうから幾つかコメントをさせていただきますと、この検討会、デジタルの取引というところですが、技術屋の私の立場で言うと、デジタルはつかみどころがない。どんどん新しいものが出てきて、通信販売の延長なのかとか、電話を使った販売の延長なのかとか、従来のカテゴリーで何かを入れていくのは無理なのだと思うのです。そういう媒体というか場というよりは、取引の仕方とかその状況で考えていかなければいけないのだと思います。

特商法の特徴としては、こう言うのは失礼なのですが、後追いの対症療法的にすごく整備をされていて、どうしてもそこに当てはめをしてしまうところですが、やはり包括的に考えていかなければいけないのかなと思います。

あと、今回いただいていたところで気になったのは、デジタルとリアルで何の違いがあるのですかみたいな問いがされていますけれども、実は取引そのものではそれほど違いはなくて、むしろ取引に至る前とか至った後、その前後であったり環境のほうが違うかもしれないわけで、取引というものだけを見ずに、その周辺を見ることによって、その差異というのはもっと出てくるのかなという気がします。

もう一つは、この研究会では悪質事業者をいかに排除するのかというところがなかなかうまくいっていないというところが今も事務局から御指摘がありましたけれども、排除できないのであれば、ある意味予防的なアプローチといいましょうか、消費者が悪質な事業者近づかないような仕組み。それはそういう事業者の名前を公表するのもありですし、別のやり方としては、市場的なメカニズムといいましょうか、健全な事業者を消費者が選ぶようにしていくというやり方もあると思います。そこは悪質な事業者をもう排除できないのであれば、考え方を切り替えたほうがいいのかと思います。

それと、特商法で全ての問題を解決できるわけではない。特にこれからデジタルも含めていろいろ取引の形態が多様化してくると、特商法で対処できるのはごく一部かもしれません。そうすると、ある程度もう消費者の方に民事で対応していただかなければいけないとすると、契約に至る、また契約そのものであったり、そういったものの証拠を残すとか、民事のときに消費者が楽になるようにする仕組みにやや考え方を切り替えたほうがいいのかという気がしております。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、三谷さん、よろしいですか。

○三谷委員 ありがとうございます。

どれも難しい問題だなと思ってお聞きしていました。資料の最初にある「取引の定義」というのが一番わかりやすいので、少し整理してみたいと思います。要はデジタル環境において、消費者保護を前提としたときには、基本的には今までの取引という概念を大幅に広げないといけないだろうということは間違いないかと思います。

先ほどの國領先生の話をお聞きすると、「複数の主体間で何らかの情報を共有することで、相互に特定の行動への誘導を行うこと」は全て取引であるぐらいに広げるといいのではないかと思います。少なくとも匿名によってなされる行為とか、不特定多数に対して影響を及ぼす行為とかは、全て「取引」の中に入れなければならないと思います。それから、有償無償は問わないのもそうだと思います。直接金銭のやり取りは行っていないくても、最終的に詐欺とかにつながるような、事前のコミュニケーションも含めて「取引」と考えるべきかと思います。その上で、そこをどうやって守るかを考える必要があるのだらうなと考えた次第です。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。重要な点だと思います。

殿村さん、お願いします。

○殿村委員 まず事務局の方々、こういった資料をまとめていただいてどうもありがとうございました。

私もまだ考えが十分まとまっていないのですが、今お話に出ている1点目の取引のところですが、私も今、お二人の委員からお話があったのと基本的に同じような発想ではありまして、そもそも何でこれを議論しているのかというと、消費者というか個人の方が何らか困った状態になることがあるのであれば、それを防ごうという、すごく幼稚な言い方をするとそういうことなのかなとは思ってしまっていて、そういう意味では、保護の対象は必ずしも「消費者」である必要もなく、個人ということになるのではないかと思います。個人を保護しなければいけない場面はいろいろあると思うのですが、ここで議論しているのは、恐らく個人が何か価値があるものを提供したり、抛出するような場面なのではないかと思います。その価値があるものというのは、典型的には金銭だったわけですが、そうではなくデータですとか、場合によってはその人の時間、そういったものを抛出するという場面も広い意味での取引というものに入ってきているのではないかなと思います。

その意味では、金銭を抛出しない場合であっても、金銭以外の価値があるものを提供・抛出する場合には対象となるはずなので、（金銭的な意味での）有償無償は問わないということになるかなと思います。もちろんそこまで広げてしまうと何でもかんでも入ってき

てしまうということになるとは思いますが、私もカテゴリーカルなアプローチというのはデジタルの世界では限界が来ているのかなと思いますので、規制対象の議論俎上にのせるものの定義としては広く置いた上で、その中の規律を段階的に柔軟的に課していくこと、もしくは実際の執行を柔軟化していくことで、本当に処罰すべきものをきちんと逃さずに対象に入れていくというような発想も必要なのではないかなと思います。

最終的に法文等に落としていくときに、取引とは何かとかいった定義は非常に重要だとは思いますが、まずはそういった「取引」とか「消費」という言葉にあまりとらわれ過ぎずに、実態として何を保護すべきなのかというところを改めて考えてもいいのではないかなと思いました。

以上です。

○大橋座長　ありがとうございます。

栗原さん、お願いします。

○栗原委員　ありがとうございます。

私も、そもそもこの会の目的みたいなところを改めて考えていました。今までの消費者保護は、取引後とか販売後のトラブルにどう対応するかとか、あるいはそういうトラブルをどう起こさないようにするかという観点だったと思うのですが、これだけ通販とかの販売形態に限らずデジタルを使った取引が増えてきますと、いかによりよいものを消費者が選択する、場合によっては強制的に誘導されないような環境をどうつくっていくかという予防的な観点で、どうよりよい環境がつかれるかなというところの議論を深堀していったほうがいいのではないかなと思います。それが結果として、消費者の保護になるのだらうなと思いました。

ですから、場合によっては、何がしかの規制だとか行政上の行動とかにならないかもしれませんが、皆さんが目指す環境の方向性、場合によっては企業だった個人だったりしますけれども、よりよい環境をどうつくっていくかの方向性が示せばいいかなと思いました。

一方で、なるべく誘導されない、いろいろな情報で自分が選択できるという環境は、実はデジタル取引に限らず、実際の取引でもあるわけです。そこで、そういう実際の取引とデジタル取引における誘導されないということがどう違うのか、その辺も実は根本的にはあるのだらうなと思います。デジタルの世界ではより誘導されやすい、脆弱性という言葉で表現すべきかどうかは分からないのですが、そういう面があれば、デジタルに特徴的な課題として環境を改善することが重要ではないかなと思いました。

また、今までのトラブル対応という中にも、デジタルを利用して追求できるとか、より悪質な取引を峻別できる可能性もあります。デジタル従来の行政の対応に利用してより効果的・効率的にトラブル対応できると良いと思いましたので、その辺も生かしていければ良いと思います。

○大橋座長　続いて松本さん、お願いします。

○松本委員 ありがとうございます。

今の栗原先生のおっしゃっていただいたところにすごく近いところといいますか、私も最近、自分自身が誘導され、すごく悪意があるなど私個人が勝手に感じている例があるのです。私、日常でGPTのAPIなどを使って開発をやっているわけなのですが、最近、GPT4.5が出ましたというところで、私なんかはすぐ飛びつくわけです。今まで結構GPTがアップデートされましたというところ、そんなにプライスは変わらなかったのですが、何個か使って、処理を何個か回して実験してみて、性能はそんなに変わっているかな、どうかなというのを探りながら見ていて、後でプライスリストを見たら価格が35倍になっているということに後から気づいて、私、OpenAIのAPIにはかなり課金をしてきて、大切にされているユーザーなはずなんだけれどもなとか思うところはあるのですが、そういうのが出ましたというのに誘導されて、私個人は勝手に悪意を感じているところなのです。

これって本当に悪質なのかなというのは、受け手のそもそもそのサービスに対する期待ですとか、サービスと普段からどのように付き合っているかというところで全然感じ方が変わるので、非常に人によって変わるものだし、グラデーションがあるものだなというところで、これが悪質であると断定することとか機械的に判断することはきっとできないのだろうなというところが、取引の形というのですか。つまり、お金は払っていないけれども、例えばSNSとかユーチューブとか広告のコンテンツに不快感を抱いてしまうとか、そういうこととかも含めて、取引の形態も非常に複雑化していく中で、悪質さというものを果たして決められるのかな、予防できるのかなというところはすごく思っていて、もしかしたら何か先にリカバリーを前提に考えておいたほうがいいのかもかもしれない。つまり、被害者が出る前提で、出てきたときに誰を救済するのかというところも、もしかしたらこれだけ複雑化した取引になってくると、リカバリーを前提で考えるべきなのかなというところを最近の実感から感じていたというところでございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

國領先生、お願いしてよろしいですか。

○國領教授 僭越ですが、せっかくいるので、ちゃぶ台返しをやってから我田引水しようと思うのですが、そもそも消費者という考え方自体が、私のフレームワークで言うと工業世界のもので、大量に生産する人がいて、一方向的に物が流れる時代なのですが、今やそうではなくて、誰でも供給側に回れるわけですし、スマホも前は消費する道具、eコマースは買うばかりだったのが、今はこれでお金を稼げるわけです。そもそも消費者という考え方自体が古くなってきているということではないでしょうか。

その上で、今の松本さんの事前に予防するのか事後的なのかみたいな話なのですが、そう考えると事後的に責任を問う。やったことに対するコンセンサス、帰結に対する責任を、大量生産している事業者でもそうですし、ガセネタをネットの上で流した人でもそうですし、結果に対する責任を正しく追ってもらいたいような、ここがトレーサビリティで、どこへ行ったか分からなくなってしまうので、どこから来たのかも分からないので

追いにくかったのですけれども、今の技術を使っていくと、いろいろな意味でトレースができるようになってきていると、責任を追及することもしやすくなってくるということだと思います。

この話はプライバシーと非常に微妙な関係にあるので、どういう局面でどういうトレースをやっているとか、いけないとかというのは、よくよく考えなければいけないし、ガバナンスをちゃんとやっていかなければいけないのですけれども、というわけで、事業者の大小を問わず、帰結に対する責任が追いかけられるような、これもトラストのインフラの1つだと思いますので、そのような発想をしてかないと、サプライヤーとコンシューマがいますというこのモデルですっとはいけないのではないのでしょうか。

○大橋座長 ありがとうございます、このあたりで事務局は発言ありますか。

○伊藤取引対策課長 ありがとうございます。まだオンライン参加の委員のご意見もあると思うのですけれども、確認なのですが、今のお話でいくと、今までの消費者法制でやってきたような通信販売の系譜、と別であるとの感じでしょうか。皆さんへのまず1つ目の確認としては、パーソナライズというか個人化してくるような取引に対しては、カテゴライズよりは横断的に対処すべきであるという感じでしょうか。この形態に名をつけたら、何て名づければいいのかというのが1つ。

もう一つは、僕はずっと悩んでいるのですけれども、物々交換であろうと何であろうと、いわゆる取引というのは相手方との間で欲しいもの、あげられるものが成立するときに発生するので、それは別に今の國領先生がおっしゃるような最先端の世界であっても、松本先生がおっしゃるような技術の進展があっても、何であっても、「信」なくば成り立たないと思うのです。過去への信用と未来への信頼なくして取引というのはいつの時代も成立しないと思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

例えば新しい全然違うような別種の取引みたいなものが出てきたとしても、基本的には信用を損なうかのような取組は社会全体として必要でない、よくない。むしろ信用を高めるような取組というのは、いつの時代でも、どんなツールになっても後押ししなければいけない。ただ、昔みたいに金銭だけではないし、有体物だけではないし、もちろんやる対象とかツールというのは総動員しなければいけない時代が来ていて、消費者保護という観点から見ても、それは今の特定の縦の類型、カテゴライズという話がありましたけれども、そういった取組だけではなかなかうまく達成できない。この辺りは大体皆さん同じような感覚ということでよろしいでしょうか。

○大橋座長 今のは問いかけということでありまして、オンラインでも御発言希望がありますので、まず宮木さん、お願いしてもよろしいでしょうか。

○宮木委員 ありがとうございます。

今までのお話もお伺いして、非常に共感する部分が非常に多いのですけれども、悪徳な事業者の排除というのは本当に切りがなくて、ゼロにはならない。これはヒューマンエラーとかシステムエラーが必然であるのと同じように、これもたちごとでゼロにな

るということはないと思っています。

そもそも何のためのデジタル取引なのかというところなのですが、先ほど対症療法的とかリカバリーを前提にというお話がありました。本当にそのとおりだと思っていて、デジタル化というのがまるでコロナのような、止められない流行のようなもので、必然の動きに人間とか社会がアダプトしていくというような感じに捉えられてしまっているように思います。そもそも本来デジタル化というのは人間の利便性を高めて、大きな便益があるものであるというところをきちんと整理していくことから始めていくのが大事かなと思っています。

データの利活用も含めて、「何でデジタル取引なのか」というところと、それから「デジタル取引というのは何なのか」という、whyとwhatの部分をきっちりと整理した上で、望ましいデジタル取引社会の構築に向けてメリットを最大化しつつ、デメリットを最小化するためには、それぞれの主体が何をしなければいけないのかというところだと思っています。

先ほど来のそれぞれの主体というところのくくりが変わってきていると。国とか法整備というところはあるとしても、事業者と消費者の境界が溶けているという中で、それぞれ何をどの主体がしなければいけないのかというところも、前提は今の動きに「どうついていくのか」という視点ではなくて、「望ましいデジタル消費社会をどういうふうに実現していくのか」という前提に立って、前向きにつくっていかなければいけないと思っています。なので、場当たりのこのトラブルにこう対処しよう、このトラブルにこう対処しようという形ではなくて、もうちょっと体系的に何か示せないかなと。ソリューションを持っているわけではないのですが、そういうふうに向き合っていないと際限なく課題は出てくるのではないかなと思っています。

以上です。

○大橋座長　ありがとうございます。

ほかに追加でいかがでしょうか。それでは、殿村さん、お願いします。

○殿村委員　引き続き考えがまとまっていない中で恐縮なのですが、先ほど通信販売の延長線上なのかというお話もありました。全く違うものではないのだと思います。先ほど私が申し上げたような、個人が何か価値があるものを提出、提供してしまう場面を何らか保護するとすごく広く捉えると、通信販売というのも当然入ってくるのだと思います。もっとも、法律をつくるときに、ある種こういう取引のカテゴリーだというふうに枠をはめてしまうと、そもそもそこに入っていないものが規制の対象外になってしまいますし、この取引をなぜ規制するのか、それはこの取引がこういう性質だからであるということから導いていくことになっていくと思うのですが、恐らく、デジタル社会の取引はそういう形で演繹的に規制していけるものではどんどんなくなっていくのだと思うのです。そういった意味で、こういう取引はこういう性質があるからこうなんだというカテゴリーカルなアプローチだけでは通用しなくなっていくのではないかという意味では、延長

線上にはないものではないのかなとは個人的には思っています。

あと、本当に悪質なものをどうするのかという話があって、この研究会でも何度も議論に出ていると思うのですが、AIも含めてそうですけれども、技術を使ってかなり巧妙になってきているというところがあるので、規制する側も技術を最大限使っていないと全然太刀打ちできない。規制というこれまでの規律の枠組みだけでは到底太刀打ちできないのだと思います。なのでゼロにはできないですよと諦めてしまうだけでは駄目だと思うので、もっと積極的にレグテックと呼ばれているような、規制当局側も本当にテクノロジーをフル活用して規律を考えていくということが非常に重要なかなと思います。

例えば主体を偽るような、A社ですと言っているのだけれども、実はA社ではなくてB社でしたみたいなものだって、そもそもA社もB社も存在しませんみたいな、そういった詐欺事例に関しては、今日の國領先生のお話にもあったような、ある種主体をきちんと認証していく技術を使うことで、認証されていない人はちょっと怪しいよねというようなアラートが出せるということもあると思います。

あと、技術と規制はもちろん全く別物ではなくて、例えば技術としての認証がされたものに関しては、法律上の義務を一定軽減するなど、そういった形で規制と技術をうまく組み合わせることで、その技術の活用へのインセンティブを与えるというような立て方もできると思います。現状、技術は民間のほうでどんどん頑張ってください、規制は官庁のほうでやりますという形で分かれているように見えます。もちろんこれが両方足並みそろえてやるということも必要だと思うのですが、もうちょっと官庁側でもむしろ積極的に技術を活用していくというところが非常に重要ではないかなと思います。

最後に、本当に悪質なものを完全に根絶やしにするというのは難しいと思うのですが、とにかくスピード感が大事だと思うのです。例えばダークパターンは問題だよと数年前からずっと言われていると思うのですが、ダークパターンをきちんと規制するために、今の法律の解釈をどう変えるべきかとか、そもそも新しい法律をつくるべきかということを議論すると2〜3年普通にかかってしまうのが今の現実で、その間にどんどん被害が拡大してしまうと思うのです。

そういった意味では、きちんと法律の要件を当てはめて、これに当てはまっている人には罰金幾らですという規律をつくって、それを適用していくということだけではなくて、もちろん運用は非常に注意しなければいけないと思うのですが、一定の被害が出ている場合に当局側がアラートを出す（例えば、今の技術であれば、例えばこのサイトに関してはこれだけ被害者が出ていますみたいな、被害報告がありますというアラートを出す）みたいなことも、極論すると技術的にはできるのだと思うのです。もちろん規制の濫用はよくないとは思いますが、先ほどから相談員の方の意見の吸い上げというお話もありましたが、そういった被害が現場に報告されてきたときに、きちんとそれを素早く吸い上げて、それを市場にきちんとフィードバックして、アラートを出す。そういった情報の透明化というのですか、そういったものをきちんと積極的にやっていかないと、市場へ

のトラストというのにも醸成されないのかなと思いますので、その辺り、法律の話なのか技術の話なのか分からないですけども、きちんと規制をつくって、きっちり運用していくという日本型のやり方というよりも、ややあやふやなのだけでも被害が拡大するよりはいいよねというところで、スピード感を持った対応がどういう形でできるのかというのは、デジタル社会においては非常に重要ではないかなと思っています。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

松本さん、どうぞ。

○松本委員 ありがとうございます。

今、殿村先生、規制と技術の関係でアプローチをおっしゃっていただいたと思いますけれども、あくまでこれは反論というわけではなく、私個人の1つの意見というところではあるのですが、まず規制を考える前に、お互いをトラストできる技術、プラットフォームであったりビジネスモデルは何なのかというところですね。オリジネーター・プロファイルの話のときもたしか意見としてあったと思うのですが、つまり、OPを取得している記事であったりコンテンツが、ある種自然な形で優先順位が上がって、疑わしき情報にあまりアテンションが当たらなくなるようにするとかいう形を、まずはすぐ規制をかけ、先ほど私、悪質性を定めることができないので、予防が極めて難しい。その中で規制をつくってしまうと、もしかしたらそれは特定の事業者を不公平に排除することに結果的につながっている可能性も起こり得るわけです。これはすごく極論な言い方ですけども、GDPRであったりとかAI規制というものは、もしかしたら本当にビッグテック以外が競争できなくなる状況を実は生み出しているかもしれないとも捉えられるわけです。

私、個人的な意見で恐縮なのですが、まずは規制ありきではなくて、規制以外のあるべきビジネス環境、ビジネスモデルというところから考えていって、その中でどうしてもつくるべきルールを考えるという最後に持っていくべきなのではないかなというのが私の意見ではあります。

○大橋座長 ありがとうございます。

オンラインで滝澤さん、お願いします。

○滝澤委員 ありがとうございます。

私も、デジタルの取引が急速なスピードで拡大する中で、一つ一つ規制で対応していくとかはなかなか難しい部分があると思いますので、事業者の自主的な取組が重要になろうと思います。

自主的な取組につきましては、事業活動がもたらす社会的コストが企業内部では十分に考慮されていない場合があると思いますので、自主規制とか行動規範に対して、経済コストだけではなくて社会的なコストも算入する仕組みが大事になると思います。

個社レベルの取組だけではなかなか不十分になる可能性がありますので、業界団体が中心となって、最低ラインのようなものを設定して、最低ラインを遵守しやすくするという

ような、非常に抽象的で申し訳ないのですけれども、そういったようなイメージがよいのかなとも思います。自主的な取組の評価方法につきましては、定性的な指標だけではなくて、定量的な指標も加えて評価する必要があるかと思います。

それから、デジタル取引の主体につきましては、匿名性・越境性とか多様な技術の活用といった特徴がありますので、リアルな取引とは異なるリスクがあるということは理解しています。今後は、ITリテラシーの高低差がある消費者を想定して、特に脆弱性の高い層を念頭に置く必要があるかなと思いました。

ただ、オンラインならではの新たな要因、広告とか、SNS依存とか、そういったものが脆弱性を拡大する可能性があると思うのですけれども、通常、脆弱な消費者として想定される層とは必ずしも一致しないような印象も持っております。

以上、抽象的な話ですけれども、私からのコメントです。

○大橋座長 ありがとうございます。

佐藤さん、どうでしょうか。

○佐藤委員 補足的なのですけれども、今、松本委員から規制のところのお話があって、殿村委員からもあったのですけれども、私は技術屋なので言う立場ではないのですが、規制はそもそもリスクを低減する手段なわけです。今後の取引の多様性を考えると、ある程度特商法も予防的な措置に行かないといけないとすると、消費者庁がいかに新しい商取引においてどういうリスクがあるかということを正確にとっても限界がありますけれども、予測できることが重要なのだと思うのです。規制が例えば産業を萎めてしまうというのは、リスク評価を失敗しているケースが多い。リスクを非常に過度に捉えると過度な規制をつくってしまうし、リスクが少ないとかあまり考えないと、非常に緩い規制になってしまって、トラブル、問題が起きるところになるので、消費者庁にリスクのところをきっちりやっていただきたいというところですよ。

もう一点、補足的になのですけれども、デジタルだから何か新しいカテゴリーというよりは、個々のデジタルの取引の中で考えたほうがいいと思いますし、もう一つ、デジタルとリアルでもし違いがあるとしたら、取引そのものというよりもその周辺、先ほど申し上げましたが、例えば消費者の行動に関するデータをたくさん取ってしまうであとか、非常に心理的にいわゆる認知性を使ったようなビジネスが出てきてしまって、周辺の部分に大きな差異があると思ひまして、そこも広い意味で見えていただくといいのかなと思います。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

田中さん、お願いします。

○田中委員 ふだん児童福祉に関わっている者でして、もしかしたら的外れな意見かもしれませんが、これまでの議論を振り返ってということで発言したいと思います。

自身は、デジタルの仕組み等は全く分からずにこれまで参加をしているのですが、私個

人の考えとしては、デジタル化が進んでいくことによってすごく消費が楽しくなりましたし、自分で考えていくしかない、そういった自立を余儀なくされているなというのを感じながら、ユーチューブ等でいろいろな発信を見たり、各メディアさんの情報発信源をいろいろはしごしてみたりして、こういうふうな考えなのかなとか、世の中はこう変わってきているのかなというのを取捨選択して生きているつもりです。

そういった意味では、デジタルネイティブな世代の子たちというの、いろいろな情報を見て、これどうなのとか、これ見たとかというのが日常会話で行われているので、そういった今の時流におけるメリットというのものもあるなと思っているので、デジタルってちょっと怖いよねという伝え方よりは、もっと上手に付き合っていこうよという部分を教育の中で広げていくというのが私個人としては望んでいるところです。

私は30歳目前ですけれども、正直、消費者トラブルがあった際の相談員さんがいるということを知らずにこれまで生きていた背景もありますので、まずはそういった既にある整備とかサービスのことを伝えていくというだけでも、小さな一歩かもしれませんが、一人一人の国民の子たち、人たちを守るというところで大事だなと思っているので、以前、LINE みらい財団さんで情報モラルの教育とありましたけれども、消費者の教育と情報モラルの教育は重なっているようで別々の価値観とか考えがあると思うので、そういったものを融合させたものが、今の子供たち、若い世代の子たちにはきっと企業としてとか、社会福祉として何かしらの教育を後押しする必要があると思うので、上手にやっていこうよという、そういった言葉しか出ないのですが、そういったものを伝えていきながら、今、国としても考えながらやっているんだよということが伝わると、一人一人、今、完全ではないのだなということも分かりますし、そういった変化に対しても前向きに受け止めていく風土ができていくのではないかなと個人的に思っているところです。

なので、認証メディアの整備、発信者の真正性を付与するみたいな議論の回はとても面白く、そういうのがあったら、私はそういうのを信じ込んでしまうタイプなので、これを見ておけば安心だなみたいな感じでいってしまうので、そういうのも一つあっても面白いなと、一個人として考えながら聞いておりました。

以上です。

○大橋座長　ありがとうございました。

まだまだ御議論は尽きないと思いますけれども、お時間も迫ってきているというか過ぎてしまっていますので、取りあえず以上とさせていただきたいと思います。

途中で事務局からも問いかけがあったかもしれませんが、思うにデジタルとアナログには相当程度違いがありますが、延長線上でありながら、アナログにないデジタルの話というのは恐らくあって、今後も技術的にはどんどん進展していく中において、ただ、まだ行き切れていないので、トランジションをどう扱うのかという話も当然のことながら考えていかないといけない中において、そうした技術の進展は少なくとも角を矯めて牛を殺すみたいなようなことがあっては問題だということと、他方で、消費者の意識が迫いつ

いていかないといけないので、トランジションも踏まえながら、将来の芽は殺さないということが肝要なのではないかと思います。

複数の方からいただきましたが、現場で何が起きているのかということも相当程度重要であるということで、私も本当にそう思いますので、そうした方々からも一定のヒアリングというか、そういうこともフィードしていければいいのかなとは思っています。

事務局のほうから何かありましたらお願いします。

○伊藤取引対策課長 ありがとうございます。

たくさん考えなければいけないことをいただきましたので、少しお時間をいただいて、改めて議論を行いたいと思います。

今回は、今、座長からもありましたし、ヒアリングなどをもう一度挟ませていただく形とし。4月上旬で調整をさせていただきたいと思います。確定しましたら別途御連絡いたします。

以上であります。

○大橋座長 お時間が過ぎてしまって誠に申し訳ございませんでした。

本日の研究会はこれにて終了とさせていただきます。

大変遅くまで熱心な御議論ありがとうございました。

以上